

9月 連合東京・大野会長メッセージ PART. 2

「東京に安心の労働基準を徹底、周知しよう！」

「労働基準の日」、安心して働ける職場をめざして

連合東京 9月1日～10日「労働基準WEEK」開始にあたって



9月1日は、「労働基準法の誕生日」です！

昭和22年9月1日、労働基準法が施行された日です。（一部は11月施行）この日を記念し、社会に労働基準を徹底する日として活動することとしました。

連合東京は、街頭宣伝行動を通じて使用者、勤労者その家族がワークルールをしっかりと身に付けて、それを遵守することが重要であることをアピールします。また、大切な内容を盛り込んだ連合東京「知らなきゃ手帳」を都内に配布する行動を展開します。

日本は、働く者の9割が雇用者で働いて給与を得て生活する者であるという世界最大の雇用大国。安心して働くことができる企業、職場をつくるのがなによりも必要、そのためにはワークルール（労働基準）をしっかりと遵守する土壌が重要です。

企業間競争が激化し、長期不況の中で解雇や雇い止め、過重労働の一方で不払い残業が横行するなど労働条件が悪化して、若者の使い捨て企業が社会問題化しています。働く者の職場の権利の大切さを再度、社会に徹底する必要があります。連合東京は、昭和22年労働基準法が施行された9月に毎年、職場の労働基準をしっかりと守ろう、守らせようというキャンペーンを行うことを確認しました。

労働基準法は、戦前の劣悪な労働条件と封建的な労使関係を排除して、民主的な労働関係をつくることを意図して制定されたものです。遵守されるべき最低労働条件を法律で定めたもので、憲法25条の生存権、同14条の法の下での平等など憲法上の諸規定との整合性も強く意識されています。

労働基準法は罰則付きの強制法規であり、違反には罰金の他、悪質な違反の繰り返しや事実隠蔽などには刑事権限での送検もできるもの。

しかし、一面ではこうした強制法規でありながら、多くの職場では不払い残業で例えられる通り、実態上では守られていないことも事実です。「ザル法」では職場は守れません。平成25年の東京労働局管内18労働基準監督署での定期監督結果（実施件数9,304件）では、なんらかの労働基準法違反のあった違反率がなんと71.1%に及ぶものとなっています。

本来は労働組合の存在がその権利確保の担保になるべきですが、現在の組織率ではこの規制も限定的な状況です。私たちは働く仲間の労働組合づくりを進める一方、労働基準法遵守の運動をもっと進めなければいけません。また、若年労働者を含めて全ての働く者に、労働基準法、労働契約法、労働者派遣法、労働組合法をはじめ労働法規、自分を守り職場の仲間を守るワークルールに関心を持ってもらう、学習してもらうことが必要であるとも考えます。

連合東京は、雇用・労働行政の強化を、そして労働教育の充実を求め、自らも労働基準の確立に向け労働法規周知や遵守の運動と組合づくりの社会的運動を大きく展開します。

構成組織・単組のみなさんにもこの期間、職場の権利点検と改善への取り組みを要請します。